

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県高松市末広町7番地21

氏 名 株式会社セキゼン
代表取締役 岩崎 一雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 令和4年9月2日

許可の有効年月日 令和9年9月1日

1. 事業の範囲

(1) 積替え
あり

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・
コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず, がれき類
(以上8種類, 特別管理産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを除き, 石綿含有
産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は
保管を行う産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げることができる
高さ

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年9月2日 新規許可
平成19年9月20日 更新許可
平成24年7月3日 変更届出 (石綿含有産業廃棄物の追加)
平成24年9月2日 更新許可
平成26年9月8日 変更届出 (積替え保管の上限の変更)
平成29年9月14日 更新許可
令和4年9月2日 更新許可

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 所在地 徳島県阿波市土成町高尾字林坊308番1
- (2) 面積 342平方メートル
- (3) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
（以上8種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）
- (4) 保管の上限 288.0立方メートル（コンテナ192個）
- (5) 積み上げることのできる高さ 4.0メートル（コンテナ4段積み上げ）

以下余白